

茨城県生活環境の保全等に関する条例新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第58条 この節において「有害物質使用施設」とは、規則で定める有害物質（以下この節において「有害物質」という。）を製造し、使用し、又は処理する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この節において「有害物質使用工場」とは、有害物質使用施設を設置する工場等をいう。</p> <p>3 この節において「有害物質使用事業者」とは、有害物質使用工場を設置する者をいう。</p> <p><u>4 この節において「有害物質使用排水特定施設」とは、有害物質使用施設のうち、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設及び同法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設以外のものをいう。</u></p> <p><u>(有害物質使用排水特定施設の設置の届出)</u></p> <p>第58条の2 工場等に有害物質使用排水特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（当該施設について第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者にあつては、第3号及び第5号を除く。）を知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 工場等の名称及び所在地</u></p> <p><u>(3) 有害物質使用排水特定施設の構造</u></p> <p><u>(4) 有害物質使用排水特定施設の設備</u></p> <p><u>(5) 有害物質使用排水特定施設の使用の方法</u></p> <p><u>(6) その他規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項の規定による届出には、有害物質使用排水特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第58条の3 一の施設が有害物質使用排水特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が有害物質使用排水特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、</p>	<p>(定義)</p> <p>第58条 この節において「有害物質使用施設」とは、規則で定める有害物質（以下この節において「有害物質」という。）を製造し、使用し、又は処理する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この節において「有害物質使用工場」とは、有害物質使用施設を設置する工場等をいう。</p> <p>3 この節において「有害物質使用事業者」とは、有害物質使用工場を設置する者をいう。</p>

前条第1項各号に掲げる事項（当該施設について第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者にあつては、第3号及び第5号を除く。）を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（有害物質使用排水特定施設の構造等の変更の届出）

第58条の4 第58条の2第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第58条の2第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第58条の2第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第58条の5 知事は、第58条の2第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用排水特定施設が第59条の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用排水特定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第58条の2第1項の規定による届出に係る有害物質使用排水特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第58条の6 第58条の2第1項の規定による届出をした者又は第58条の4第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る有害物質使用排水特定施設を設置し、又はその届出に係る有害物質使用排水特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第58条の2第1項又は第58条の4第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（準用）

第58条の7 第16条及び第17条の規定は、第58条の2第1項又は第58条の3第1項の規定による届出をした者について準用する。

(有害物質使用排水特定施設の構造基準等の遵守義務)

第59条 有害物質使用排水特定施設を設置している者は、当該有害物質使用排水特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第59条の2 知事は、有害物質使用排水特定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用排水特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用排水特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第58条の3第1項の規定による届出をした者については、当該施設が有害物質使用排水特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、その者が第58条の4第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(定期点検等)

第61条 有害物質使用排水特定施設を設置している者は、当該有害物質使用排水特定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(漏えい時の測定)

第61条の2 有害物質使用事業者は、前条又は水質汚濁防止法第14条第5項の点検の結果等から、その設置する有害物質使用工場から有害物質が漏えいし、有害物質又はこれを含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、その漏えいの箇所の周辺の土壌又は地下水を規則で定める方法により測定しなければならない。

(汚染時の措置)

第62条 有害物質使用事業者は、前条の規定による測定の結果が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、直ちに有害物質又はこれを含む水の浸透の防止及び有害物質又はこれを含む水により汚染された土壌の汚染の除去又

(施設の構造)

第59条 有害物質使用事業者は、その設置する有害物質使用施設について、規則で定める有害物質使用施設の構造とるように努めなければならない。

(自主点検等)

第61条 有害物質使用事業者は、その設置する有害物質使用工場からの有害物質の漏えいの有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。

2 有害物質使用事業者は、前項の点検の結果等から、その設置する有害物質使用工場から有害物質が漏えいし、有害物質又はこれを含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、その漏えいの箇所の周辺の土壌又は地下水を規則で定める方法により測定しなければならない。

(汚染時の措置)

第62条 有害物質使用事業者は、前条第2項の規定による測定の結果が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、直ちに有害物質又はこれを含む水の浸透の防止及び有害物質又はこれを含む水により汚染された土壌の汚染の

は地下水の水質の浄化のための必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、速やかに、その測定の結果及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

2 有害物質使用事業者は、前項に規定する測定の結果及び講じた措置の概要を記録しておかなければならない。

(適用除外)

第63条 次に掲げる土地については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 水質汚濁防止法第14条の3の規定による命令を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業場及び同法第14条の3第1項に規定する有害物質貯蔵指定事業場の敷地
- (2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けた土地の区域
- (3) 土壤の汚染が自然に由来するものであることが明らかな土地

(記録の保管及び承継)

第64条 有害物質使用事業者は、第60条の規定による記録及び第62条第2項の規定による記録を保管しておかなければならない。

2 有害物質使用事業者は、有害物質使用工場の敷地を譲渡し、又は返還するときは前項の記録を、貸与するときは前項の記録の写しを、相手方に交付しなければならない。有害物質使用工場の敷地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

(指導及び助言)

第65条 知事は、有害物質使用事業者に対し、第61条の2の規定による測定又は第62条第1項の規定による措置の実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該測定又は措置の実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(準用)

第74条 第16条及び第17条の規定は、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(意見の聴取)

第126条 知事は、次に掲げる場合においては、茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。

除去又は地下水の水質の浄化のための必要な措置を講ずるとともに、速やかにその測定の結果及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

(適用除外)

第63条 次に掲げる土地については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 水質汚濁防止法第14条の3の規定による命令を受けた同法第2条第6項に規定する特定事業場_____の敷地
- (2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けた土地の区域
- (3) 土壤の汚染が自然に由来するものであることが明らかな土地

(記録の保管及び承継)

第64条 有害物質使用事業者は、第60条の規定による記録及び第62条の規定による記録を保管しておかなければならない。

2 有害物質使用事業者は、有害物質使用工場の敷地を譲渡し、又は返還するときは前項の記録を、貸与するときは前項の記録の写しを、相手方に交付しなければならない。有害物質使用工場の敷地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

(指導及び助言)

第65条 知事は、有害物質使用事業者に対し、第61条第2項の規定による測定又は第62条の規定による措置の実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該測定又は措置の実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(準用)

第74条 第16条及び第17条の規定は、第67条第1項及び第68条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(意見の聴取)

第126条 知事は、地域公害防止計画の策定若しくは改廃又は規制基準及び管理基準の設定若しくは改正をしようとするときは、茨城県環境審議会の意見

(1) 第5条第1項に規定する地域公害防止計画の策定又は改廃をしようとするとき。

(2) 第10条第1項、第25条第1項、第36条第1項、第76条第1項、第87条第1項又は第113条第1項の規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第25条第3項、第50条、第59条又は第94条の規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

第128条 第14条、第19条第1項、第40条、第44条第1項、第58条の5又は第59条の2第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第130条 第11条第1項、第37条第1項、第58条の2第1項又は第67条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第58条の3第1項又は第58条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項、第30条第1項、第41条第1項又は第58条の6第1項の規定に違反した者

(3) 第21条又は第61条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(4)及び(5) 略

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第62条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2)～(5) 略

第134条 第16条若しくは第17条（これらの規定を第34条、第49条、第58条の7、第74条、第85条及び第102条において準用する場合を含む。）又は第89条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

を聴かなければならない。

第128条 第14条、第19条第1項、第40条又は第44条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第130条 第11条第1項、第37条第1項_____又は第67条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第38条第1項又は第39条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項、第30条第1項又は第41条第1項の規定に違反した者

(3) 第21条_____の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(4)及び(5) 略

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第62条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2)～(5) 略

第134条 第16条若しくは第17条（これらの規定を第34条、第49条_____, 第74条、第85条及び第102条において準用する場合を含む。）又は第89条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。